

# ○那覇市議会正副議長選挙への立候補に関する要綱

〔平成25年5月24日〕  
議 長 決 裁

## （目的）

**第1条** この要綱は、議長選挙及び副議長選挙において立候補制を導入し、所信表明会を開催することにより、那覇市議会基本条例（平成24年那覇市条例第78号）第18条第2項に規定されている議長及び副議長選出の明確化を図ることを目的とする。

## （立候補の申出）

- 第2条** 議長選挙又は副議長選挙に立候補する者（以下「立候補者」という。）は、所信表明申出書（様式第1号）を、選挙予定日の前日（以下「締切日」とする。）の午後2時までに、議長選挙にあつては副議長に、副議長選挙にあつては議長に提出しなければならない。なお、改選後初議会のときにはそれぞれ事務局長に提出するものとする。
- 2 締切日の算出にあつては、市の休日を含まないものとする。
  - 3 第1項により所信表明の申出を行った立候補者が、当該申出を撤回するときは、所信表明申出撤回届（様式第2号）により、所信表明会の開催までに、第1項により定められた議長、副議長又は事務局長に届け出なければならない。
  - 4 立候補者は、議長選挙及び副議長選挙の所信表明を重複して申し出ることとはできなものとす。

## （所信表明会に関する協議等の場）

**第3条** 所信表明会の運営等については、各派代表者会議で協議するものとする。

## （所信表明会の開催）

- 第4条** 所信表明会は、議長選挙及び副議長選挙が行われる議会の休憩中に、本会議場において開催するものとする。
- 2 所信表明会の進行は、議長選挙にあつては副議長が、副議長選挙にあつては議長が行う。なお、議長、副議長がともに欠けたとき又は改選後議長

が選挙されるまでの間は、年長の議員が行うものとする。

3 所信表明会は、公開で行うものとする。

#### (発言時間等)

**第5条** 所信表明会における発言時間は、立候補者1人当たり10分以内とする。

2 発言は、演壇より行うものとする。

3 発言の順序は、所信表明申出書の提出順とする。

#### (委任)

**第6条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、各派代表者会議に諮って定める。

#### 付 則

この要綱は、平成25年5月24日から施行する。